

唐津市監査委員公告

住民監査請求に係る結果の公表について

令和5年11月6日付けで提出された住民監査請求について、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年12月25日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

1 名（住所、氏名は省略）

2 措置請求書の提出日

令和 5 年 11 月 6 日に地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求の唐津市職員措置請求書の提出があった。

3 請求の内容

本措置請求による「請求の要旨」は、次のとおりである。（原文のまま記載）

唐津市公共工事に於いて市長および関係職員に関する措置請求の要旨

唐津市長および担当したり関係した職員は

令和 4、5 年度に実施した「健康サポートセンター法面整備工事」のうち令和 5 年度事業を令和 5 年 8 月 31 日に「完成」とし、その工事費（代金）を同年 10 月 10 日に支払った

工事費（代金）を「3.4%減額（約 96.6%）」とした工事費（代金）は 10 月 10 日に支払っている。

それは、完成現場の現状に比し、およその完成度に相当する金額とは考えられない。その際同課が「支払い額に工事がどう見合っているか検討を行っていない」で予算を執行（支払い）したことは不適切で不当。

その「完成度に見合わない（ふさわしくない）」分は〈過払いであり、その分唐津市に損害を与えている。

よって、市長および担当もしくは関係した職員は、市に〈過払い分〉を返還、補填等をすべきとの措置を求めます。

4 事実証明書

請求人により、以下の事実証明書の提出があった。

- 資料1 令和5年8月25日 工事打合せ簿の写し
令和5年8月28日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の変更協議について（伺い）の写し
令和5年9月12日付 完成代金請求書の写し
令和5年9月12日付 健康サポートセンター法面整備工事支出命令書の写し
- 資料2 令和5年10月27日付 公文書不開示決定通知書の写し
- 資料3 令和5年3月1日 工事施工伺の写し
- 資料4 令和5年5月15日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の工期延長について（伺い）の写し
令和5年5月30日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の工期延長について（伺い）の写し
令和5年6月28日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の工期延長について（伺い）の写し
- 資料5 唐津市財務規則第113条（抜粋）
- 資料6 令和5年8月24日付 健康サポートセンター法面整備工事に関して（質問とお願い）について（回答）の写し
令和5年7月14日付 健康サポートセンター法面整備工事に関して（質問とお願い）についての写し
令和5年5月17日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の変更契約の締結について（伺い）の写し
令和5年5月31日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の変更契約の締結について（伺い）の写し
令和5年6月30日決裁 健康サポートセンター法面整備工事の変更契約の締結について（伺い）の写し
- 資料7 成工写真の写し
現場写真AからJ

第2 請求の受理

本措置請求については、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求の要件を具備しているものと認め、令和5年11月8日付けでこれを受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月17日に請求人から陳述を受けるとともに以下の証拠（追加書類）の提出を受けた。

追加書類 追加説明書

添付資料 令和5年8月28日付 貴市工事に関連した予算について（お尋ね）の写し

令和5年9月14日付 唐津市工事に関連した予算について（回答）の写し

令和5年9月21日付 唐津市工事に関連した予算について再び（お尋ね）の写し

令和5年10月17日付 唐津市工事に関連した予算について再び（回答）の写し

令和4年度工事分、令和5年度工事分 法面整備工事についてのお知らせの写し

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人から提出された請求書、事実証明書及び陳述等により、監査対象事項を次のとおり整理した。

- (1) 工事の施工理由について
- (2) 隣接者への工事に関する協議について
- (3) 工事の契約方法について
- (4) 契約の変更について

- (5) 成工検査について
- (6) 工事の完成度について
- (7) 工事代金の支払額について

2 監査対象部局

本措置請求による監査は、健康サポートセンター法面整備工事（以下「法面整備工事」という。）を担当する保健福祉部保健医療課（以下「担当課」という。）を対象部局とした。

第5 監査の結果

監査を行った結果、本措置請求での事案が違法又は不当に公金が支出されたものとは認められず、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、その理由について記述する。

1 事実の確認

(1) 本件の概要について

工事名	健康サポートセンター法面整備工事
工事場所	健康サポートセンター
当初契約期間	令和5年4月21日から令和5年5月19日まで
当初契約金額	1,298,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）
工事内容	令和3年度に実施した境界復元測量において市の土地と確定した法面について、崩壊する危険があり、整備を行うもの

工事施工業者 A社

なお、当初の契約から完了に至るまでの変更契約の経緯は以下のとおりである。

令和5年5月17日、隣接地における協議のため、令和5年5月31日まで工期を延長する変更契約を締結

令和5年5月31日、工事に関する協議が必要となったため、令和5年6月

30日まで工期を延長する変更契約を締結

令和5年6月30日、工事に関する協議が必要となったため、令和5年8月

31日まで工期を延長する変更契約を締結

令和5年8月29日、隣接地との協議が整わず、工事内容を変更することとなったため、契約金額を1,254,000円(44,000円の減額)とする変更契約を締結

(2) 本件の経緯

健康サポートセンターが現在地(唐津市二太子1丁目5番1号)に設置された令和元年度時点で当該法面には樹木が生い茂っており、台風・強風の際には風当たりが強い当該法面に若干の崩れ等が見られていたため、令和3年度に境界復元測量を行い、令和4年度から令和5年度にかけて法面整備工事を行うこととなった。

2 事実の検証及び判断

監査対象事項について、請求人の主張と工事関係書類及び関係職員の説明等について整理した。

(1) 工事の施工理由について

請求人は、法面整備工事については、その目的を崩壊防止等の災害予防としているが、当該現場は、請求人が知る限り昔の土砂崩れの山肌がそのままに放置されていた場所の一部で、本件の法面整備工事以前に土砂崩れなどの現象は見当たらず、そもそも令和4年度、5年度に実施する必要があったのか、また、危険性があったのであれば、健康サポートセンターが当該地点に設置されることとなり、改修工事が行われた時点ですべきではなかったのかとしている。

担当課に聴取すると、唐津赤十字病院から財産譲受後、令和元年度に健康サポートセンターが当該地に設置された時点の当該現場には、雑木が繁茂し土地の状態も良好ではなく、災害防止のための工事について検討する必要があった。そのため、令和3年度に土地の隣接地との境界復元測量を行い、令和4年度からの工事実施となったということである。

この点について、工事の必要性及び実施時期については、市の判断により決定されたことは理解できる。

(2) 隣接者への工事に関する協議について

請求人は、法面整備工事では、3度にわたり工期延長が行われ、その理由は「隣接地における協議のため」又は「工事に関する協議が必要となったため」としているが、隣接者（本件における請求人と同一人物）としては協議が行われたという実感がないと主張している。

担当課によると、工事に係る請求人からの疑義等については、その都度話し合いに対応していたが、具体的な協議に至らなかったため、その内容についての文書は整えていないとのことであった。

この点については、協議内容を記した文書等がなく、請求人と関係職員との間に言い分があり、その正当性を知り得ることが困難で、判断できないが、協議が不十分なものであったと推測される。

(3) 工事の契約方法について

請求人は、法面整備工事について、予定価格が130万円以下であったため随意契約により実施されているが、この手続きは簡易で使い勝手がよく小回りがきき、違法でないにしても業者選定等について疑念が生じるとしている。

当該現場では、令和4年度にも法面整備工事が行われており、その内容は令和5年度に行われた法面整備工事に先行する工事内容で、同現場における樹木の伐採及び石積工を行ったものであった。

令和4年度についても、予定価格が130万円以下で随意契約による実施で、同一の業者が受注している。また、令和4年度の工事が年度末に施工されており、令和5年度との工期の間は3週間しか開いていなかった。

担当課は、令和4年度の工事が年度末になった理由として、業者選定に時間を要し、スケジュール調整の結果、その時期での実施となったということであった。また、2か年に渡る施工となったことについては、予算計上額内で工事を実施したということであった。

この点については、2か年で同じ箇所の法面整備工事を継続して行ってい

るが、予算計上額に基づき執行したもので、それが直ちに違法又は不当なものとは言えない。

しかしながら、このような工事施工となったことに対し、疑念が生じたことも事実であると判断できる。

〈令和4年度概要〉

工事名	健康サポートセンター法面整備工事
工事場所	健康サポートセンター
契約期間	令和5年3月15日から令和5年3月31日まで
契約金額	1,276,000円
工事内容	令和3年度実施の境界復元測量において市の土地と確定した法面について、崩壊する危険があり、整備を行うもの。

工事施工業者 A社

(4) 契約の変更について

請求人は、上記(2)を理由として、担当課は工期を延長する変更契約を施工業者と締結しているが、唐津市財務規則第113条に規定する契約の変更理由に該当するとは言えないとしている。

担当課によると、当該規則第113条第1項第4号「行政目的上契約の内容について、設計を変更し、及び契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき」に該当するという判断により、契約の変更を行ったということであるが、3度の変更契約に係る書類の確認をしても、そこには協議の必要性が生じたとしか理由を記載していなかった。

この点について、隣接者との協議に時間を要し、工期の延長が必要となったことを変更理由としているのは、協議内容が上記(2)のように不明なこともあり、これだけでは不十分な内容と思料する。ただし、これを理由に契約期間の延長を行ったことについて違法性又は不当性があるとまでは認められない。

(5) 成工検査について

請求人は、法面整備工事完了後の施工業者から提出された成工写真には日

付がなく、検査資料としての信憑性はどこにあるのかとしている。

担当課から提出された成工監督・検査・確認報告書を確認したところ、成工年月日は令和5年8月31日としているものの、施工業者から提出された成工写真では日付が入っておらず、いつの時点を示すものか確認できないものとなっていた。

この点については、検査の際に指針とする唐津市建設工事検査要領によると、写真の確認項目として、工種別、撮影項目、撮影時期等が挙げられており、当該成工写真においても、写真台帳に撮影時期を整備して記載する必要があったと思料する。しかしながら、撮影時期の記載がないことをもって直ちに信憑性がない資料とまでは言えないと判断する。

(6) 工事の完成度について

請求人は、令和5年10月13日に市に対し「法面整備工事について、支払額に工事がどう見合っているか検討した記録、協議等の文書」の開示請求を行ったが、その請求に対する市の回答は「開示請求があった公文書が存在しません。」であり、その理由として「支払額に工事がどう見合っているかの検討を行っていないため。」としているため、この理由により工事代金を支払ったことは不適切で不当としている。

この点については、該当文書が存在しないため不開示とした理由を「支払額に工事が見合っているか検討していない」とする回答が、適切であったとは言いがたく、疑念を生じさせたことは事実と考える。

しかしながら施工時には、効果的な施工方法等を検討し設計を行い実施しており、工事の完成については成工検査を実施し変更契約との内容を確認し、完否状況を「完了」として報告しており、「見合っているかの検討」というものは行われていると判断できる。

(7) 工事代金の支払額について

請求人は、法面整備工事について令和5年8月31日に完成とし、工事契約金額を当初契約より3.4%減額した約96.6%の金額を支払っているが、現場の完成度に相当する金額とは考えられず、また「費用対効果」の点からも

公金の無駄遣いが生じている可能性が否定できないとしている。

担当課によると、3度の工期延長を経てもなお隣接者との協議を整えることが困難と判断し、その時点で災害防止のための工事として適切な工事内容に設計変更を行い工事を完成させ、工事完了後は工事報告書を提出させ、成工検査を行い契約の内容と相違ないとの結果をもって支払いを行ったということである。

この点については、協議が成立しない中であったが工事を完了させることが必要との判断から、施工方法の変更を行い工事を完了させたものと考えられ、令和5年8月31日に唐津市建設工事の監督及び検査に関する規程に基づき成工検査が実施されており、適切な手続きにより支払われたと判断する。

また、令和5年8月29日の変更契約に係る工事数量内訳を確認すると、当初予定した工事内容の6工種のうち4工種に数量減が生じており、当初予定していなかった張芝工が追加となっていた。当初の契約金額から44,000円(3.4%)の減額となったのは、この増減により生じたものである。

なお、当該工事単価等の妥当性については、見積書を徴取した時点で諸経費率や、公共単価との比較をしていることを担当課への聴取及び資料の提出により確認した。

3 結果

本件法面整備工事に係る支出が、違法又は不当な公金の支出にあたるかどうか、また、これにより本市に損害が生じ、請求人から求められた措置を行う必要があるかについて判断する。

本措置請求において請求人は、法面整備工事の当初の予定より減額して支出した工事費が、完成現場の現状に比し、完成度に見合わない過剰な支出と主張しているが、この点については、違法又は不当な財務上の行為又は財務に関する怠る事実が具体的に示されておらず、「相当する金額とは考えられない」とは請求人の主観によるものと思料され、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度の趣旨に合致しておらず、請求人の主張は認められないと判断する。

請求人が完成現場の状態及び公文書開示請求による回答書から「完成度に見合っていない支出があった」と主張することについては、請求人の公文書開示請求に対し、担当課がなした回答内容により、請求人が判断し、工事の完成度に疑問を呈したことは理解できる。しかしながら、公共工事においては、施工時にその効果的な施工方法等を検討し設計を行い実施するものであり、その工事の完成について適切な成工検査を実施することで費用対効果についても考慮していると考えられる。

最終的に担当課は、変更契約の内容で成工検査を行っており、完否状況を「完了」として報告していることから、請求人の主張する過払い分は発生していなかったと判断する。

また、請求人は、工事の契約の変更について3度の工期延長が行われ、その理由は「協議のため」又は「協議が必要となったため」としているが、協議が行われたという実感がなく、唐津市財務規則第113条第1項第4号に規定するものにはあたらないと主張していることについては、担当課への確認でも適切な協議をしたという回答は得られず、工事関係の簿冊にも協議の記録（書類）がなかったが、そのことをもって、違法又は不当な財務上の行為又は財務に関する怠る事実があったとまでは言えないと判断する。ただし、当該規則では、契約の内容を変更できる場合として、第113条第1項第4号に「行政目的上契約の内容について、設計を変更し、及び契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。」と規定されており、契約を変更する際の施工業者と交わした協議書や契約変更時の起案書等の変更理由に「協議が必要となったため」等のみ記載して事務処理等を行った点は、一部不適切であったと言える。

したがって、今回、監査の結果、一部不適切な事務処理等が見られたものの、本件法面整備工事の支出に関しては概ね適切であり、支払われた工事代金の一部を過払いとし、市長及び担当若しくは関係した職員がその過払いとなった分を返還、補填等をすべきとの請求人の主張は認められず、本措置請求には理由がないものと判断し、棄却する。

第6 監査委員の意見

本措置請求の監査の結果については、先に述べたとおりだが、今回の監査によって地方自治法、唐津市財務規則等の趣旨に抵触する懸念がある事務処理をはじめ、書類上における文言の不備、公文書の管理の不備などの不適切な事務処理等が明らかとなり、このようなことの積み重ねが市民の市政に対する信頼を損ねることにつながると憂慮する。

今回、本措置請求に至った経緯を厳しく受け止め、関係職員に反省を促すとともに、市長に対し、危機意識をもって職員に対する指導、監督、教育を徹底されるよう要望する。

なお、次の点について意見を付記するので、適切な対応をされたい。

1 工事関係書類の適正な整備や適切な手続等について

当該監査に係る書類等を担当課へ求め提出された当初の時点では、算定式の根拠を示す資料や公共単価等との比較に関する書類が添付されておらず、事情聴取する段階で資料が提出されてきた。また、施工業者から提出された成工写真は、工事名を現場写真に画像を処理して貼り付けたものだったなどの不適切なものもあり、書類の不備が散見された。さらには、先述した隣接者との協議の記録書類がないのはもとより、3度の変更契約時の受注業者との協議した打合せ簿の記載内容もその変更の具体的な内容の記載がなく、協議内容等が不明なものであった。このような打合せ簿を基に協議書が作られ、契約の変更に至っている行為は、適切な事務手続きであったとは言い難い。

また、請求人が公文書の開示請求をした際、担当課が文書を不存在とした理由やその時の対応等が一部不適切であったのではないかと思料される。

以上のように、担当課の公文書の管理や手続等が不適切であったと言わざるを得ず、請求人が情報開示請求を行い、その資料を確認し、住民監査請求に至るほど疑念が生じることとなった要因のひとつとなったことについては真摯に受け止められたい。

行政の事務は、コンプライアンスの徹底、市民への説明責任を常に意識して行う必要があり、適正で丁寧な事務処理をされたい。

2 契約方法の適切な施行について

本措置請求の対象である工事は、法令等に則り、随意契約の方法で契約を締結しているが、そもそもこの法面整備工事は令和3年度に用地の境界復元測量業務と令和4年度に同じ場所の法面整備工事、令和5年度の本件工事と複数年にわたっての実施がなされている。この法面整備工事においては工事計画等を立て、実施する必要があると考えられ、工事の実施理由や工期等を勘案すると2か年度に分割して実施する必要があるのか疑問である。工事を分割した理由は、予算措置を2か年度に分けたというものと施工業者の選定を容易にする目的があったというものであったが、この理由では、法令等に規定された随意契約の趣旨に沿ったものとは言い難いとする。

関係規定の遵守と適切な事務処理を徹底されたい。